



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*158 和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 1

規 則

和歌山県規則第158号

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県自然環境保全条例施行規則 (昭和49年和歌山県規則第33号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準) 第13条 条例第14条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新設すること。 ア・イ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(ホ) 略 (マ) (ア)から(カ)まで、(ク)から(コ)まで、(セ)又は(リ)から(ニ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物 (ニ) 略 エ・オ 略 (2)～(13) 略</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第14条 条例第14条第8項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1)～(11) 略 (12) 前各号に掲げる行為に<u>付帯する</u>行為</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為) 第15条 条例第14条第8項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略 エ 境界標 (不動産登記規則 (平成17年法務省令第18号) 第77条第1項第9号に規定する境界標をいう。)を設置すること。 オ～ノ 略 ハ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準) 第13条 条例第14条第2項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 工作物を新設すること。 ア・イ 略 ウ 次に掲げる工作物 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 (ア)～(ホ) 略 (マ) (ア)から(カ)まで、(ク)から(コ)まで、(セ)又は(リ)から(ニ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物 (ニ) 略 エ・オ 略 (2)～(13) 略</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為) 第14条 条例第14条第8項第2号の規則で定める行為は、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。 (1)～(11) 略 (12) 前各号に掲げる行為に<u>付帯する</u>行為</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為) 第15条 条例第14条第8項第3号の規則で定める行為は、<u>次の各号</u>に掲げるものとする。 (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの ア～ウ 略 エ～ネ 略</p>

存に関する法律(平成4年法律第75号)第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等(以下「認定保護増殖事業等」という。)

の実施のために工作物を設置すること。
 ヒ 野生鳥獣による生態系に対する被害を防ぐためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

フ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による同法第2条第1項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除のためにカメラその他の観測機器又は標識、くいその他これらに類するものを設置すること。

(2)~(4) 略

(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア~オ 略

カ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種(以下「国内希少野生動植物種」という。)又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種(以下「緊急指定種」という。)に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を伐採すること。

キ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

ク 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア~キ 略

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、国内希少野生動植物種又は緊急指定種に係るもの(同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を損傷すること。

ケ 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を損傷すること。

コ~ス 略

(8)~(12) 略

(13) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第14条第1項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第19条 条例第15条第3項第5号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第15条第1号、第5号イからクまで又は第12号アからオまで、キ若しくはクに掲げる行為(同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2)~(4) 略

(5) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの

ア~オ 略

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア~キ 略

ク~サ 略

(8)~(12) 略

(13) 前各号に掲げる行為に付帯する行為又は条例第14条第1項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに付帯する行為

(野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為)

第19条 条例第15条第3項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第15条第1号、第5号イからカまで又は第12号アからオまで、キ若しくはクに掲げる行為(同条第1号又は第12号ウにあっては、工作物を新築することを除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ 略

オ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為（同法第54条第2項の規定による協議に係る行為を含む。）

カ 認定保護増殖事業等の実施のための行為

(3) 前2号に掲げる行為に附帯する行為

（普通地区内における届出等を要しない行為）
第24条 条例第16条第7項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第15条第1号に掲げるもの（同号ト、及びネに掲げるものを除く。）

イ～オ 略

(2)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる行為に附帯する行為

（補償請求書）

第30条 条例第20条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。

(1)～(3) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
ア～エ 略

(3) 前2号に掲げる行為に付帯する行為

（普通地区内における届出等を要しない行為）
第24条 条例第16条第7項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

ア 第15条第1号に掲げるもの（同号ニ、三及びヌに掲げるものを除く。）

イ～オ 略

(2)～(6) 略

(7) 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（補償請求書）

第30条 条例第20条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補償の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。